

千葉県水道使用水量認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県水道給水条例（昭和50年千葉県条例第6号。）第32条による使用水量の認定について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「使用水量の認定」とは、基本料金に加える従量料金に係る使用水量を量水器により計量できなかった場合の料金算定の基準となる期間の使用水量を決定することをいう。

(認定の要件)

第3条 使用水量の認定は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 量水器の不動、進行不順、漏水、指針破損、硝子破損、文字盤クモリその他量水器の異状により使用水量の計量ができなかったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

ア 使用者等の不在その他やむを得ない事由により使用水量の計量ができなかったとき。

イ 不正な手段により水道を使用したとき。

(3) 量水器を亡失したとき。

(4) 正当な事由に基づき、量水器を経由しないで給水したとき。

(認定基準)

第4条 認定使用水量は、前4月の使用水量の2分の1の水量とする。ただし、これによりがたいと認めるときは、次の各号に掲げる方法による。

(1) 前年同期の使用水量

(2) 前年同期の前4月の平均使用水量に対する前年同期の上昇率又は下降率を当該年前4月の平均使用水量に乗じて得た水量

(3) 類似の使用者の使用水量

2 過去の使用実績がない場合は、前項の規定を適用することが適当でないと認めるときは、1月につき使用水量を10立方メートルとする。

3 前条第2号アに該当し使用水量を認定した場合は次期において精算するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、前条第2号イに該当する使用水量は、別表の流出水量表によるものとする。

5 第1項及び前項の場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(認定の処理方法)

第5条 使用水量の認定をしようとするときは、使用水量認定簿（様式第1号。以下「認定簿」という。）により水道総務課の課長の決裁を受けなければならない。

ただし、第3条第1号及び第2号アに該当する使用水量の認定は、水道局職員が適宜行い、事後認定簿により水道総務課の課長の決裁を受けなければならない。

(認定使用水量等の通知)

第6条 前条の規定により使用水量の認定をしたときは、水道使用者に認定事由及び認定使用水量を通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行し、昭和60年7月1日以後の検針に係る使用水量から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

流 出 水 量 表 (別表)

口 径	量水器を設置していない場合 m ³ /H	量水器を設置してある場合 m ³ /H
13mm	4.8	2.8
20mm	13.8	5.4
25mm	23.4	6.2
40mm	60.0	25.0
50mm	92.4	42.0
75mm	204.0	108.0
※千葉市水道使用量認定要綱第3条第2号(イ)の場合のみ適用。		